

改革推進会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 本県財政の健全化の推進に当たり、県民への説明の機会を設け、広く県民の意見を聴取するため、改革推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、本県の財政運営のあり方について意見を述べるとともに、財政の健全化方策について提言を行う。

(組織)

第 3 条 会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、各分野における識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。

(委員長)

第 4 条 会議に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

第 5 条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に有識者の出席を求めることができる。

(専門小委員会)

第 6 条 特定の事項について検討するために必要があるときは、会議に専門小委員会を置くことができる。

- 2 専門小委員会は、知事が委嘱する委員及び専門委員若干名で組織する。
- 3 専門委員の任期は、知事が定める。
- 4 前2条の規定は、専門小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年9月12日から施行する。

改革推進会議設置要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(専門小委員会)</p> <p><u>第6条</u> 特定の事項について検討するために必要があるときは、会議に専門小委員会を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 専門小委員会は、知事が委嘱する委員及び専門委員若干名で組織する。</p> <p><u>3</u> 専門委員の任期は、知事が定める。</p> <p><u>4</u> 前2条の規定は、専門小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p><u>第7条</u> 会議の庶務は、<u>総務部</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p><u>第8条</u></p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> 本県財政の健全化の推進に当たり、県民への説明の機会を設け、広く県民の意見を聴取するため、改革推進会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(所掌事務)</p> <p><u>第2条</u> 会議は、本県の財政運営のあり方について意見を述べるとともに、財政の健全化方針について提言を行う。</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p><u>第3条</u> 会議は、委員15人以内で組織する。</p> <p><u>2</u> 委員は、各分野における識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p><u>3</u> 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。</p> <p style="text-align: center;">(委員長)</p> <p><u>第4条</u> 会議に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p><u>2</u> 委員長は、会務を総理する。</p> <p><u>3</u> 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">(会議の運営)</p> <p><u>第5条</u> 会議は、委員長が招集し、主宰する。</p> <p><u>2</u> 委員長は、必要があると認めるときは、会議に有識者の出席を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p><u>第6条</u> 会議の庶務は、<u>総務部財政課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p><u>第7条</u> この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が定める。</p>